

政令第五十四号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項及び第四項、第九十条第一項ただし書、第九十条の二第二項ただし書、第百八条の三の五第一項、第百十二条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第一条の二第五項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第十七条の二第一項の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。

第二条第一項の表の青色の灯火の項第二号中「、原動機付自転車」を「、一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）」に、「原動機付自転車」を「一般原動機

付自転車」に、「原動機付自転車（以下）」を「一般原動機付自転車（以下）」に、「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車」に改め、同項第三号中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車（法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下この条及び第四十一条の三第一項において同じ。）」に改め、同表の赤色の灯火の項第四号及び第五号中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改め、同表の人の形の記号を有する青色の灯火の項第二号中「普通自転車（）」を「特例特定小型原動機付自転車（法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下この表において同じ。）及び普通自転車（）」に改め、同表の人の形の記号を有する青色の灯火の点滅の項第二号及び人の形の記号を有する赤色の灯火の項第二号中「とする」の下に「特例特定小型原動機付自転車及び」を加え、同表の青色の灯火の矢印の項中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改め、同条第四項中「及び」を「、特定小型原動機付自転車及び」に改め、同項の表中「自転車」を「特定小型原動機付自転車及び自転車」に改める。

第二十六条の三の三第一項中「第七十一条の四第三項」を「第七十一条の四第四項」に改め、同条第二項中「第七十一条の四第四項」を「第七十一条の四第五項」に改め、同条第三項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の四第六項」に改め、同条第四項中「第七十一条の四第六項」を「第七十一条の四第七項」に改める。

第二十六条の六第一号の表中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。

第六章の章名及び第三十三条の二第一項第一号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第三十三条の五の三第三項第一号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項第二号中「原動機付自転車に」を「一般原動機付自転車に」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「第三号（）」を「第五号（）」に、「第四号若しくは」を「第六号若しくは」に改める。

第四十一条の三の見出しを「（特定小型原動機付自転車危険行為等）」に改め、同条中「第一百八条の三の五」を「第一百八条の三の五第二項」に改め、同条第五号中「第十七条の二（軽車両）」を「第十七条の三（特

例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百八条の三の五第一項の政令で定める行為は、特定小型原動機付自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 二 法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
- 三 法第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 四 法第十七条（通行区分）第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為
- 五 法第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項の規定に違反する行為
- 六 法第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為
- 七 法第三十三条（踏切の通過）第二項の規定に違反する行為
- 八 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 九 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 十 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

十二 法第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反する行為

十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為

十四 法第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為

十五 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

十六 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又

は23に規定する行為に該当するものに限る。）

十七 法第一百七十七条の二第一項第四号又は法第一百七十七条の二の二第一項第八号の罪に当たる行為

第四十三条第一項の表講習手数料の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

別表第二中「第三十九条の二の二」の下に「、第四十一条の三」を加え、同表の一の表中「交差点右左折方法違反」を「自動車等交差点右左折方法違反」に改め、別表第二の備考の二の58中「第七十一条の四第三項から第六項」を「第七十一条の四第四項から第七項」に改め、同表の備考の二の80中「交差点右左折方法

違反」を「自動車等交差点右左折方法違反」に改める。

別表第六の十九の項中「通行許可条件違反」の下に「、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反」を加え、同表の備考の二中22を25とし、21を24とし、20を23とし、19の次に次のように加える。

20 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21 「路側帯進行方法違反」とは、法第十七条の三第二項の規定の違反となるような行為をいう。

22 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項から第五項までの規定の違反となるような行為をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

(優良運転者及び違反運転者の区分に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路交通法の一部を改正する法律第三条の規

定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に關し道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十三条の二第三項に規定する違反行為又は令別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者に対する道路交通法（以下「法」という。）第九十二条の二第一項の表の備考一の2及び4の規定の適用については、同表の備考一の2中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の第八十条第一項に規定する自動車等」と、同表の備考一の4中「自動車等」とあるのは「自動車等若しくは道路交通法の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第八十四条第一項に規定する自動車等」とする。

（運転技能検査等に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に關し令第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為をした者に対する法第九十七条の二第一項第三号イの規定の適用については、同号イ中「大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車」とあるのは、「大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車又は道路交通法の一部を改正する法律

(令和四年法律第三十二号) 第三条の規定による改正前の第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車」とする。

(技能検定員資格者証等の交付の拒否等に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為を理由とする法第九十九条の二第四項の技能検定員資格者証及び法第九十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付の拒否又は返納、法第百条の二第五項の規定による再試験の受験義務、法第百一条の七第三項の規定による認知機能検査等の受検義務、法第百二条第七項の規定による適性検査の受検義務、法第百二条の二又は第百二条の三の規定による講習の受講義務並びに法第百六条の規定による都道府県公安委員会から国家公安委員会への報告については、なお従前の例による。

(指定講習機関の指定等に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は旧法に規定する罪を犯した者に対する法第百八条の四第三項第三号及び令第三十五条第一項第二号ハの規定の適用については、法第百八条の四第三項第三号中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を

改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の第八十四条第一項に規定する自動車等」と、令第三十五条第一項第二号ハ中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の規定による改正前の法第八十四条第一項に規定する自動車等」とする。

（点数に関する経過措置）

第六条 施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第七条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為、当該講習に係る手数料の標準を定める等の必要があるからである。